鳥獣害対策組織支援要領

（目　的）

第１条　この要領は、鳥獣被害を防止するため、侵入防止柵（電気柵・溶接金網柵等）の維持管理やサルの追い払い活動のために獣害自警隊を組織し、集落ぐるみで一致協力し、継続して取り組むことを目的とする。

（活　動）

第２条　侵入防止柵の効果を高めるために、原則、集落単位で獣害自警隊を結成し、鳥獣害対策に関する基礎的知識を習得して、年間を通して維持管理・追い払い活動を行うものとする。ただし、獣害自警隊には、市主催の獣害対策講習会を受講した者を２名以上配置しなければならない。

（対象集落）

第３条　イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等による農作物被害があり、獣害自警隊を結成して対策を講じる集落を対象とする。

（管理組織）

第４条　集落内または近隣集落と連携して獣害自警隊を組織するものとする。

（リーダー）

第５条　リーダーは次の各号のいずれかの条件を満たすこととし、侵入防止策の維持管理技術継承のため原則３年は交代しないものとし、次世代リーダーの育成に努めるものとする。

1. 過去３年以上にわたり、獣害対策において集落をリードしてきた実績があること
2. 市主催の獣害対策講習会を受講し、かつ県及び市職員による防護柵現地指導を受けていること

（内　容）

第６条　対策の内容は、侵入防止柵周辺の草刈、灌木の伐採、倒木の除去、柵の補修、鳥獣被害状況の把握等とする。また、獣害対策の住民学習会を開催または、県、市、ＪＡ等が主催する講習会に参加し、対策に対する意識の啓発と技術継承に努める。なお、必要のある地域についてはニホンザルの追い払い体制も整えることとする。

（地区パトロール）

第７条　侵入防止柵周辺にかかる次の事項について、異状箇所の点検および補修等の措置を行うものとする。

（１）設置の状況

（２）積雪・倒木等による倒壊等破損の状況

（３）掘り起し、くぐり抜け、かみきり等侵入の状況

（４）足跡やけもの道等出没の痕跡

（５）補修等措置の状況

（６）その他（放任果樹等、有害鳥獣の生息環境の管理状況等）

（パトロールの記録）

第８条　集落に設置された侵入防止柵について、パトロールの実施結果を侵入防止柵点検パトロールチェック表により取りまとめるとともに、任意の様式に侵入防止柵の種類、設置位置、破損、侵入等異常の状況および補修等措置の状況等を記録する。また、活動写真を添付するものとする。

（サルの追い払い）

第９条　必要のある地域においては、管理区域内で連絡体制を整備し、お互いが情報の発信・受信をして、サル出没時には、複数人でロケット花火等による追い払い活動をするものとする。

（市の役割）

第１０条　市は、本要領に基づき集落が行う活動について、毎年度末履行確認をするものとする。

（助成）

第１１条　市は、鳥獣害対策を実施する獣害自警隊に対して、下記のとおり支援金を交付し助成する。

２　市の支援項目や獣害自警隊の活動内容、助成額は別表のとおりとする。

３　獣害自警隊は、組織設立時に「獣害自警隊設置届出書」を市に提出するものとする。

４　獣害自警隊は、毎年１１月末日までに「完了報告書」を市に提出するものとする。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

別表１（第１１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援項目 | 活動内容 | 助成額 |
| 獣害自警隊による  鳥獣被害防止対策 | １　侵入防止柵管理  ・点検、パトロール  ・修繕  ・草刈り  ２　環境改善  ・山際の草刈り  ・残野菜等の撤去  ３　捕　獲  ・捕獲檻のエサ補給・見回り  ４　追払い  ・ニホンザル、サギ等の追払い  ５　講習会参加、集落啓発  ・研修会への参加  ・集落全体の講習会開催  ６　鳥獣被害状況把握  ・鳥獣被害を発見した際の、状況・場所・面積等の記録  ・市への鳥獣被害報告 | ２０，０００円 |
| リーダーの配置及び育成 | ・３年以上獣害対策組織の上記活動をリードしてきたまたは今後リードしていく人材が、住民総ぐるみの獣害対策を実施するとともに、次世代リーダーを育成 | ３０，０００円 |